

防火・防排煙設備早見表

2023年4月1日現在の内容です。

防火戸・防火ダンパ									
種別	設置を必要とする物件及び部分		設置を省略することができる物件及び部分	防火設備等の種類 (令109条2項 令112条1項 令114条5項)	連動方法 (令112条19項)				
	対象物件	根拠条項 (建築基準法)			熱感知器 (定温特種)	煙感知器			
防火区画	面積	準耐火建築物 (45分耐火)	床面積 500m ² 以内に区画	4項	特定防火設備	○			
		準耐火建築物 (1時間以上)	床面積1000m ² 以内に区画	5項					
		主要構造部を耐火構造とした建築物、延焼防止建築物	床面積1500m ² 以内に区画	1項					
		11階以上の部分	床面積 100m ² 以内に区画	7項					
		内装仕上げ、下地とも準不燃	床面積 200m ² 以内に区画	8項					
	区画	内装仕上げ、下地とも不燃	床面積 500m ² 以内に区画	9項	特定防火設備	○			
		共同住宅の住戸を200m ² 以内に区画した場合	10項	×					
		堅穴区画	主要構造部が準耐火構造の建築物、地階または3階以上に居室のある建築物	メゾネット住戸の部分、吹抜きの部分、階段の部分、EV昇降路の部分(注1)、ダクトスペースの部分、その他の堅穴を形成する部分の周囲を区画			11項～15項	防火設備 特定防火設備 ※	○
			異種用途区画	一部が法27条1項から3項各号のどれかに該当する建築物			18項		
		防火壁等	大規模木造建築物	床面積1000m ² 以内に区画			法26条 令113条	特定防火設備	○
その他の区画	別棟区画	令126条の2 2項	防火設備 特定防火設備 ※	×	○				
	避難階段に通ずる出入口	令123条							
	特別避難階段の附室又はバルコニーから階段室に通ずる出入口								
	特別避難階段の屋内から附室又はバルコニーに通ずる出入口								
地下街	各店舗ごと並びに地下道に接する出入口	令128条の3							
非常用エレベーターの設置を省略できる条件のもの	令129条の13の2								
防火ダンパ	ダクトが防火区画を貫通する部分	1.風道が堅穴区画、吹抜き部分、及び防火区画された避難通路の防火区画を貫通する場合 2.主要構造部を耐火構造とし、かつ、地階又は3階以上に居室がある建築物で、2以上の階に給排気口がある同一系統の風道が給排気口がある階の直上の防火区画である床を貫通する場合(昭48建告第2565号)	令112条 21項	特定防火設備 ※	×	○			
	上記1,2以外の場合	○	○						

(1)○印は連動可、×印は連動不可を示す。
 (2)※印において、防火戸・防火シャッター・防火ダンパを用いる場合は遮煙性能を有する。
 (3)熱感知器、煙感知器との連動は、連動制御器(連動操作盤)、自動開閉装置とで行い、かつ予備電源の設置が必要。
 (4)本方式以外に自動火災報知設備との連動も可である。(但し感知器の設置基準は、建基法にも適合していること。)
 (5)常時閉鎖式防火戸(面積3m²以内)の場合は、感知器連動としないことができる。

(6)「面積区画」の場合、区画基準の床面積の算定にあっては、スプリンクラー等の自動式消火設備を設けた部分の床面積の1/2を控除してよい。従って全面的に自動式消火設備を設けた場合には、区画基準の床面積の数値は2倍に読み替えてよい。
 注1 平成12年5月31日建設省告示第1416号第2により、従来のEVの戸は防火設備として認められなくなった。
 注2 ダンパ閉鎖用の煙感知器の設置は間仕切り壁等で区画された給排気口のある場所(給排気口のあるすべての部屋等)

排煙設備の設置義務								
設置義務のある建築物 (令第126条の2)	設置義務免除建物又は部分 (令第126条の2)	設置義務免除部分 (平12建告第1436号第4号)						
1(特殊建築物) (一)劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 (二)病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。) (三)学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 (四)百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売の店舗 (令第126条の2第1項)	(1)(二)の病院、ホテル、共同住宅などのうち、防火区画した床面積が100m ² (共同住宅の住戸にあっては、200m ²)以内の部分 (令第126条の2第1項第1号) (2)学校(幼保連携型認定こども園を除く。)、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 (令第126条の2第1項第2号) (3)階段の部分、昇降機の昇降路の部分などのほか、他の部分と防火(防煙)区画されているDS、PS、EPS部分等。 ^{※1} (令第126条の2第1項第3号) (4)機械製作工場・不燃性の物品保管倉庫などで、主要構造部が不燃材料で造られたもの。またこれらと同等以上に火災発生が少ない構造のもの。該当する建築物に生鮮食品の卸売市場の売場等が該当するが、付属する事務所、車庫等の部分は該当しない。 ^{※1} (令第126条の2第1項第4号) (5)火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ。壁及び天井に用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定める(平12建告第1436号第4号)のもの。 (令第126条の2第1項第5号)	①有効換気窓(≧床面積×1/20)のある階数2以下の住宅・長屋の住戸(≦200m ²)の居室。 (告示第1436号第4号イ) ②避難階又は避難階の直上階で、(1)及び(2)に適合する部分(但し、(1)及び(2)に適合する部分以外が、令第126条の2第1項第1号から第3号のいずれか、告示第1436号第1～3号のいずれか、若しくはイ及びハからホまでのいずれかに該当する事又は、適合する部分以外と準耐火構造の床若しくは壁、若しくは令第126条の2第2項の防火設備で区画されていること。) (1)法別表第1イ欄に掲げる用途以外の用途又は児童福祉施設等(通所施設とし、入所する者の使用するものを除く。)、博物館、美術館若しくは図書館の用途。 (2)(1)の部分で、主たる用途に供する各居室に屋外への出口等(屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口)を設け、当該各居室の各部から当該屋外への出口等まで(10m程度 ^{※2})及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないもの。その他当該各居室に存する者が容易に道に避難可能な出口が設置されていること。 (告示第1436号第4号ロ) ③危険物貯蔵・処理場、車庫、通信機室、繊維工場など、法令により不燃性ガス・粉末消火設備を設けたもの。 (告示第1436号第4号ハ) ④ 高さ31m以下の建築物部分(建築基準法別表第1イ欄で主たる用途が地階とするものを除く。) <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>室</th> <th>居室</th> </tr> <tr> <td>(1)・壁及び天井の仕上げ ・準不燃材料 (2)・居室又は避難の用に供する部分に面する開口部 法第2条第九号のロの防火設備(令第112条第19項第一号) ②①以外のもの (2)・床面積≦100m² ・防煙壁で区画</td> <td>(3)・床面積100m²以下に準耐火構造の床、壁又は法第2条第九号の二ロで区画(令第112条第19項第一号) (4)・床面積≦100m² ・壁及び天井の下地、仕上げ不燃材料</td> </tr> </table> (告示第1436号第4号ニ) ⑤ 高さ31mを越える建築物の部分 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>室(又は居室を含む。)</th> </tr> <tr> <td>・床面積100m²以下 ・耐火構造の床、壁で区画 ・開口部は防火設備で区画(法第2条第九号の二、令第112条第19項第一号) ・壁、天井の仕上げ 準不燃材料</td> </tr> </table> (告示第1436号第4号ホ)	室	居室	(1)・壁及び天井の仕上げ ・準不燃材料 (2)・居室又は避難の用に供する部分に面する開口部 法第2条第九号のロの防火設備(令第112条第19項第一号) ②①以外のもの (2)・床面積≦100m ² ・防煙壁で区画	(3)・床面積100m ² 以下に準耐火構造の床、壁又は法第2条第九号の二ロで区画(令第112条第19項第一号) (4)・床面積≦100m ² ・壁及び天井の下地、仕上げ不燃材料	室(又は居室を含む。)	・床面積100m ² 以下 ・耐火構造の床、壁で区画 ・開口部は防火設備で区画(法第2条第九号の二、令第112条第19項第一号) ・壁、天井の仕上げ 準不燃材料
室	居室							
(1)・壁及び天井の仕上げ ・準不燃材料 (2)・居室又は避難の用に供する部分に面する開口部 法第2条第九号のロの防火設備(令第112条第19項第一号) ②①以外のもの (2)・床面積≦100m ² ・防煙壁で区画	(3)・床面積100m ² 以下に準耐火構造の床、壁又は法第2条第九号の二ロで区画(令第112条第19項第一号) (4)・床面積≦100m ² ・壁及び天井の下地、仕上げ不燃材料							
室(又は居室を含む。)								
・床面積100m ² 以下 ・耐火構造の床、壁で区画 ・開口部は防火設備で区画(法第2条第九号の二、令第112条第19項第一号) ・壁、天井の仕上げ 準不燃材料								
2[階数≧3]で、[延べ面積>500m ²]の建築物 (令第126条の2第1項)	高さ31m以下にある居室(地階を含む)で、「防煙壁」などで床面積が100m ² 以内に防煙区画されたもの。 (令第126条の2第1項)	④については地階も含む						
3[延べ面積>1,000m ²]の建築物の[床面積>200m ²]の大居室 (令第126条の2第1項)		④については居室(地階も含まれる)のみ						
4[排煙上有効な開口部面積<1/50・床面積]の居室(無窓居室) (令第116条の2)		④については居室のみ						
※1:建築設備設計・施工上の運用指針2019年版より ※2:平成27年3月18日「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分等を定める件の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集の結果について。」より								
非常扉								
設置を必要とする物件及び部分		施錠装置の構造						
避難階段(屋内、屋外)を設置する対象物で、 1.屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口 2.避難階段から屋外に通ずる出口 3.前記1,2に掲げる出口以外の出口のうち維持管理上、常時鎖錠状態にある出口で、火災その他非常の場合に避難に供すべきもの (令第125条の2)		屋内から鍵を用いることなく解錠できるものとし、当該扉の近くの見やすい場所に、その解錠方法を表示しなければならない。 (令第125条の2)						

用語説明
<p>●不燃材料とは… (法第2条の9、令第108条の2、平12年告示第1400号) 建築材料のうち、不燃性能(通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間燃焼、変形、溶融、き裂その他損傷、有害な煙又はガスを発生しないこと)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。 (コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維混入セメント板、厚さ3以上のガラス繊維混入セメント板、厚さが5以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、モルタル、しっくい、石、厚さ12以上の石膏ボード、ロックウール、グラスウール板)</p> <p>●準不燃材料とは… (令第1条の5、平12年告示第1401号) 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間燃焼、変形、溶融、き裂、その他損傷、有害な煙又はガスを発生しないこととして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。(厚さ9以上の石膏ボード、厚さ15以上の木毛セメント板、厚さ9以上の硬質木片セメント板(かさ比重が0.9以上)、厚さ30以上の木片セメント板(かさ比重が0.5以上)、厚さが6以上のパルプセメント板)</p> <p>●特定防火設備とは… (令第109条、令第112条) 令第109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該火熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。</p> <p>●防火設備とは… (令第109条) 防火戸、ドレンチャー、その他火災を遮る設備とする。 (法第2条第9号の二ロ及び法第61条の政令で定めるもの)</p> <p>●居室とは… (法第2条) 居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のために継続的に使用する室。(居間、厨房、店舗の売場、事務室、会議室、作業場、病室など)</p> <p>●防火区画とは… (令第112条) 建築物内における延焼または煙の拡大の防止を目的として、一定の床面積ごと、異種用途ごと、階段吹抜き、その他の堅穴ごとに耐火構造の床、壁又は特定防火設備等によって区画された部分。</p> <p>●防煙区画とは… (令第126条の2,3) 防煙壁で区画された部分(一般には500m²ごと)</p> <p>警報設備設置により耐火建築物としなくてよい建築物(法第27条)</p> <p>階数が3で延べ面積200m²未満のもので以下に該当する特殊建築物 病院、診療所(患者の収容施設あり)、児童福祉施設等(就寝利用する建築物)、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎</p>